

別記様式（第2条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	庁 議
開 催 日 時	令和6年4月30日（火）午前9時56分～午前10時25分
開 催 場 所	301会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：市長、副市長、教育長、企画財政部長、総務部長、危機管理担当部長、市民部長、協働推進部長、健康福祉部長、健康福祉部高齢・障害担当部長、子ども家庭部長、都市整備部長、都市整備部建設管理担当部長、教育部長、教育部学校教育担当部長、議会事務局長、会計管理者 欠席者：環境部長 説明員：環境課長
議 題	1 令和6年第2回市議会定例会提出議案について 2 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題1：提案のとおり提出議案として決定する。 議題2：令和6年第2回市議会定例会の招集期日は6月10日（月）である。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (発言者) ○印=構成員 ●印=説明員	議題1 令和6年第2回市議会定例会提出議案について (1) 専決処分の承認を求めることについて (市民部長説明) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、議会を招集する時間的余裕がなく専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。 地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）が令和6年3月30日に公布され、令和6年4月1日から施行されたことに伴い、武蔵村山市税賦課徴収条例（昭和26年村山村条例第10号）の一部を改正したものである。 一点目は個人市民税の特別税額控除に係る規定の新設である。二点目は固定資産税の負担調整措置の延長である。その他として所要の規定の整備を行った。施行期日については令和6年4月1日からである。 なお、専決処分年月日については令和6年3月30日、専決処分番号は令和6年専決第2号である。 (結 論) 提出議案として決定する。 (2) 専決処分の承認を求めることについて (市民部長説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、議会を招集する時間的余裕がなく専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）が令和6年3月30日に公布され、令和6年4月1日から施行されたことに伴い、土地に係る都市計画税の税負担の調整措置が延長されたことから、武蔵村山市都市計画税条例（昭和39年村山町条例第32号）の一部を改正したものである。施行期日については令和6年4月1日からである。

なお、専決処分年月日については令和6年3月30日、専決処分番号は令和6年専決第3号である。

（結 論）

提出議案として決定する。

(3) 専決処分の承認を求めることについて

（市民部長説明）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、議会を招集する時間的余裕がなく専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第136号）が令和6年3月30日に公布され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、国民健康保険税の課税限度額及び国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得の算定方法に変更が生じることから、武蔵村山市国民健康保険税賦課徴収条例（昭和34年村山町条例第20号）の一部を改正したものである。施行期日については令和6年4月1日からである。

なお、専決処分年月日については令和6年3月30日、専決処分番号は令和6年専決第4号である。

（結 論）

提出議案として決定する。

(4) 専決処分の承認を求めることについて

（企画財政部長説明）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、議会を招集する時間的余裕がなく専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年2月27日午後3時頃、武蔵村山市立第三中学校敷地内の樹木が強風により倒れ、敷地内に駐車してあった車両に接触し、当該車両の右側面部を破損したことにより、損害額22万8,

793円を支払うものである。

なお、専決処分年月日については令和6年4月11日、専決処分番号は令和6年専決第5号である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(5) 専決処分の承認を求めることについて

(企画財政部長説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、議会を招集する時間的余裕がなく専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年2月27日午後3時頃、武蔵村山市立第三中学校敷地内の樹木が強風により倒れ、敷地内に駐車してあった車両に接触し、当該車両の左側面部を破損したことにより、損害額24万7,247円を支払うものである。

なお、専決処分年月日については令和6年4月11日、専決処分番号は令和6年専決第6号である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(6) 武蔵村山市地域公共交通協議会条例

(都市整備部長説明)

武蔵村山市地域公共交通計画を策定する必要があることから、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条の規定による協議会を設置する必要があるため、本案を提出する。

武蔵村山市地域公共交通計画を策定するに当たり、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定による協議会を設置するため、新たに武蔵村山市地域公共交通協議会条例を制定するものである。

所掌事項は、地域公共交通計画の策定等に関する事項に加え、武蔵村山市地域公共交通会議設置要綱（平成23年3月30日訓令（乙）第13号）により設置された地域公共交通会議の所掌事項を総括する。施行期日は公布の日から施行するものである。

なお、武蔵村山市例規文書審査会への付議の決定を求める。

また、当該条例の附則において武蔵村山市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を行う予定である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(7) 武蔵村山市税賦課徴収条例の一部を改正する条例
(市民部長説明)

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、武蔵村山市税賦課徴収条例（昭和26年村山村条例第10号）の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が当該事業で整備した施設等で、省令で定める用に供する固定資産税の課税標準を定めるものである。施行期日は公布の日から施行するものである。

(結 論)

提出議案として決定する。

(8) 武蔵村山市都市計画税条例の一部を改正する条例
(市民部長説明)

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、武蔵村山市都市計画税条例（昭和39年村山町条例第32号）の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が当該事業で整備した施設等で、省令で定める用に供するものに係る都市計画税の課税標準を定めるものである。施行期日は公布の日から施行するものである。

(結 論)

提出議案として決定する。

(9) 武蔵村山市児童遊園条例の一部を改正する条例
(環境課長説明)

児童の健全な遊びの用に供する施設の充実を図るため、新たに神明水辺児童遊園を設置する必要があるので、本案を提出する。

第3条別表に「神明水辺児童遊園 武蔵村山市神明一丁目233番地」を加える。施行期日は公布の日から施行するものである。

なお、神明水辺児童遊園の設置は、個人施行の民間土地区画整理事業に伴う無償譲渡によるものである。土地区画整理法第6条の規定に基づき、施行地区の面積3%以上の公園の無償譲渡となるところだが、地権者との協議の結果、武蔵村山市まちづくり条例第82条の開発事業の規定を準用し、区域面積6%公園の無償

譲渡としたものである。

(結 論)

提出議案として決定する。

(10) 令和6年度武蔵村山市一般会計補正予算(第2号)

(企画財政部長説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、本案を提出する。

なお、内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(11) 令和6年度武蔵村山市下水道事業会計補正予算(第2号)

(建設管理担当部長説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、本案を提出する。

資本的収入は、補正予算額△2,703万4千円、補正後予算額16億1,926万2千円、補正予算の主な内容としては、委託業務の変更に伴い、企業債、都補助金の額を減額するものである。

資本的支出は、補正予算額△2,709万2千円、補正後予算額19億5,433万4千円、補正予算の主な内容としては、残堀川左岸第一排水区(富士見橋)雨水管整備詳細設計等業務委託及び残堀川左岸第一排水区(フジ塚大橋)雨水管整備詳細設計等業務委託について、令和6年度の単年度事業から、当該業務を令和6年度から令和7年度までの債務負担行為の業務とするものである。

(結 論)

提出議案として決定する。

(12) (仮称)武蔵村山市防災食育センター給食用食器・食缶等の買入れについて

(総務部長説明)

(仮称)武蔵村山市防災食育センター給食用食器・食缶等を買う必要があるので、本案を提出する。

概算額は9,506万円であり、概要としては(仮称)武蔵村山市防災食育センターの給食調理及び配膳等に必要となる食器・食缶等を買うものである。買入れ品目数は182品目、納期限は令和7年3月24日である。

(結 論)

提出議案として決定する。

【報告事項】

(1) 専決処分の報告について

(環境課長説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年1月31日（水）に判明した、シドメ久保第二運動広場にて利用者のいずれかが打ったボールが、近隣住宅の屋根に落下したことにより、屋根の1か所を破損させたことが判明したため、当事者に本件事故に係る屋根の修繕費を支払うものについて、これを議会に報告するものである。

なお、示談については、令和6年4月末日までに成立予定であり損害賠償額は18万2,600円である。

(質 疑)

○ 4月30日までに示談は成立したのか

● 4月26日に成立した。

(結 論)

報告事項として決定する。

(2) 継続費繰越計算書について（一般会計）

(企画財政部長説明)

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、報告する。

令和5年度から令和6年度に繰り越した継続費について、継続費繰越計算書を調製し、これを議会に報告するものである。

(結 論)

報告事項として決定する。

(3) 継続費繰越計算書について（下水道事業会計）

(建設管理担当部長説明)

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により、報告する。

令和5年度から令和6年度に繰り越した継続費について、継続費繰越計算書を調製し、これを議会に報告するものである。

なお、該当事業は新青梅街道拡幅に伴う管きよ改良工事第三工区（その2）によるものである。

(結 論)

報告事項として決定する。

(4) 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）

（企画財政部長説明）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、報告する。

令和5年度から令和6年度に繰り越した繰越明許費について、繰越計算書を調製し、これを議会に報告するものである。

(結 論)

報告事項として決定する。

(5) 繰越明許費繰越計算書について（都市核地区土地区画整理事業特別会計）

（企画財政部長説明）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、報告する。

令和5年度から令和6年度に繰り越した繰越明許費について、繰越計算書を調製し、これを議会に報告するものである。

(結 論)

報告事項として決定する。

(6) 事故繰越し繰越計算書について

（企画財政部長説明）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により、報告する。

令和5年度から令和6年度に繰り越した事故繰越しについて、繰越計算書を調製し、これを議会に報告するものである。

(結 論)

報告事項として決定する。

【提出事項】

(1) 武蔵村山市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について

（都市整備部長説明）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、提出するものである。

提出書類は令和5事業年度武蔵村山市土地開発公社決算書（事業報告書・財務諸表）及び令和6事業年度武蔵村山市土地開発公

